

令和3年度第1回龍ヶ崎市学区審議会

次 第

日時：令和3年7月15日（木）

午後2時から

場所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 会長及び副会長の選任
- 5 会長挨拶
- 6 諮問書の提出
- 7 議事
龍ヶ崎市立中学校の通学区域の変更について
- 8 閉会

龍ヶ崎市学区審議会委員名簿

氏名	選出区分	所属等
たきざわ けんいち 滝沢 健一	市議会議員	市議会議長
くめはら たかこ 久米原 孝子	市議会議員	市議会副議長
おおの 大野 みどり	市議会議員	市議会文教福祉委員会委員
しい さとる 四位 悟	市立小学校長	八原小学校
いがらし じゅん 五十嵐 淳	市立小学校長	長山小学校
くろさわ さとし 黒澤 智	市立中学校長	愛宕中学校
ふるしま ただし 古島 正	市立中学校長	城南中学校
きくち こう 菊地 耕	市立中学校長	城西中学校
ゆはら とおる 湯原 徹	市立中学校長	中根台中学校
おおにし りゅう 大西 龍	市立中学校区 P T A	愛宕中学校
いじま すずむ 飯島 進	市立中学校区 P T A	城南中学校
しろやま よしひろ 城山 善博	市立中学校区 P T A	長山中学校
とみやま ゆういちろう 富山 祐一郎	市立中学校区 P T A	城西中学校
とみた まさき 富田 正樹	市立中学校区 P T A	中根台中学校
あおやま しんご 青山 真悟	市立中学校区 P T A	城ノ内中学校

任期：令和3年7月1日から令和5年6月30日まで。敬称略。合計15人

龍教総第412号

令和3年7月5日

龍ヶ崎市学区審議会会長 様

龍ヶ崎市教育委員会

龍ヶ崎市立中学校の通学区域の変更について（諮問）

龍ヶ崎市立中学校の通学区域を別紙のとおり変更することについて、龍ヶ崎市学区審議会条例（昭和54年龍ヶ崎市条例第10号）第1条の規定により、意見を求めます。

別紙 1

龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧																										
<p>第 1 条 省 略 （中学校の設置）</p> <p>第 2 条 小学校における教育の基礎の上に，心身の発達に応じて，義務教育として行われる普通教育を施す目的として，別表第 2 に掲げる中学校を設置する。</p> <p>付 則 省 略</p> <p>別表第 1 省 略</p> <p>別表第 2（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>龍ヶ崎中学校</td> <td>龍ヶ崎市 3 7 7 7 番地</td> </tr> <tr> <td>長山中学校</td> <td>龍ヶ崎市長山 3 丁目 1 番地</td> </tr> <tr> <td>城西中学校</td> <td>龍ヶ崎市川原代町 7 1 0 番地</td> </tr> <tr> <td>中根台中学校</td> <td>龍ヶ崎市中根台 1 丁目 1 2 番地</td> </tr> <tr> <td>城ノ内中学校</td> <td>龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 3 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	龍ヶ崎中学校	龍ヶ崎市 3 7 7 7 番地	長山中学校	龍ヶ崎市長山 3 丁目 1 番地	城西中学校	龍ヶ崎市川原代町 7 1 0 番地	中根台中学校	龍ヶ崎市中根台 1 丁目 1 2 番地	城ノ内中学校	龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 3 番地	<p>第 1 条 省 略 （中学校の設置）</p> <p>第 2 条 小学校における教育の基礎の上に，心身の発達に応じて，義務教育として行われる普通教育を施す目的として，別表第 2 に掲げる中学校を設置する。</p> <p>付 則 省 略</p> <p>別表第 1 省 略</p> <p>別表第 2（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛宕中学校</td> <td>龍ヶ崎市 3 7 7 7 番地</td> </tr> <tr> <td>城南中学校</td> <td>龍ヶ崎市 1 7 3 6 番地</td> </tr> <tr> <td>長山中学校</td> <td>龍ヶ崎市長山 3 丁目 1 番地</td> </tr> <tr> <td>城西中学校</td> <td>龍ヶ崎市川原代町 7 1 0 番地</td> </tr> <tr> <td>中根台中学校</td> <td>龍ヶ崎市中根台 1 丁目 1 2 番地</td> </tr> <tr> <td>城ノ内中学校</td> <td>龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 3 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	愛宕中学校	龍ヶ崎市 3 7 7 7 番地	城南中学校	龍ヶ崎市 1 7 3 6 番地	長山中学校	龍ヶ崎市長山 3 丁目 1 番地	城西中学校	龍ヶ崎市川原代町 7 1 0 番地	中根台中学校	龍ヶ崎市中根台 1 丁目 1 2 番地	城ノ内中学校	龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 3 番地
名称	位置																										
龍ヶ崎中学校	龍ヶ崎市 3 7 7 7 番地																										
長山中学校	龍ヶ崎市長山 3 丁目 1 番地																										
城西中学校	龍ヶ崎市川原代町 7 1 0 番地																										
中根台中学校	龍ヶ崎市中根台 1 丁目 1 2 番地																										
城ノ内中学校	龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 3 番地																										
名称	位置																										
愛宕中学校	龍ヶ崎市 3 7 7 7 番地																										
城南中学校	龍ヶ崎市 1 7 3 6 番地																										
長山中学校	龍ヶ崎市長山 3 丁目 1 番地																										
城西中学校	龍ヶ崎市川原代町 7 1 0 番地																										
中根台中学校	龍ヶ崎市中根台 1 丁目 1 2 番地																										
城ノ内中学校	龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 3 番地																										

付 則
この条例は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 2

龍ヶ崎市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧																																						
<p>第1条 省 略</p> <p>第2条 省 略</p> <p>(学校の指定)</p> <p>第3条 就学すべき学校の指定は、前条の規定により委員会の認定した現住所を通学区域とする小学校又は中学校とする。</p> <p>2 前項の通学区域は、小学校にあっては別表第1、中学校にあっては別表第2のとおりとする。</p> <p>3 } 省 略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>小学校</th> <th>区域 (町名及び通称)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>龍ヶ崎</td> <td>富士見 根町 田町 城下 横町 上町 栄町 下町 砂町 馴馬町中曽根 愛戸町 出し山町 野原町 光順田 緑町 馴柴町の一部</td> </tr> <tr> <td>大宮</td> <td>大徳町 宮渕町 佐沼町 上大徳新町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td>龍ヶ崎西</td> <td>米町 水門 姫宮町 新町 高砂 直鮎 川原代町 姫宮 馴馬町上米 馴柴町の一部 高須町 大留町 長沖新田町 須藤堀町 長沖町 豊田町 北方町 羽黒町 南が丘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>中学校</th> <th>区域 (町名及び通称)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>龍ヶ崎</td> <td>龍ヶ崎小の学区 大宮小の学区 龍ヶ崎西小の学区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省 略</td> </tr> </tbody> </table>	小学校	区域 (町名及び通称)	龍ヶ崎	富士見 根町 田町 城下 横町 上町 栄町 下町 砂町 馴馬町中曽根 愛戸町 出し山町 野原町 光順田 緑町 馴柴町の一部	大宮	大徳町 宮渕町 佐沼町 上大徳新町		省 略	龍ヶ崎西	米町 水門 姫宮町 新町 高砂 直鮎 川原代町 姫宮 馴馬町上米 馴柴町の一部 高須町 大留町 長沖新田町 須藤堀町 長沖町 豊田町 北方町 羽黒町 南が丘		省 略	中学校	区域 (町名及び通称)	龍ヶ崎	龍ヶ崎小の学区 大宮小の学区 龍ヶ崎西小の学区		省 略	<p>第1条 省 略</p> <p>第2条 省 略</p> <p>(学校の指定)</p> <p>第3条 就学すべき学校の指定は、前条の規定により委員会の認定した現住所を通学区域とする小学校又は中学校とする。</p> <p>2 前項の通学区域は、小学校にあっては別表第1、中学校にあっては別表第2のとおりとする。</p> <p>3 } 省 略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>小学校</th> <th>区域 (町名及び通称)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>龍ヶ崎</td> <td>富士見 根町 田町 城下 横町 上町 栄町 下町 砂町 馴馬町中曽根 愛戸町 出し山町 野原町 光順田 緑町 馴柴町の一部</td> </tr> <tr> <td>大宮</td> <td>大徳町 宮渕町 佐沼町 上大徳新町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td>龍ヶ崎西</td> <td>米町 水門 姫宮町 新町 高砂 直鮎 川原代町 姫宮 馴馬町上米 馴柴町の一部 高須町 大留町 長沖新田町 須藤堀町 長沖町 豊田町 北方町 羽黒町 南が丘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>中学校</th> <th>区域 (町名及び通称)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛宕</td> <td>富士見 根町 愛戸町 馴馬町中曽根 馴柴町 (字一区を除く。) 龍ヶ崎西小の学区 (高砂及び直鮎を除く。)</td> </tr> <tr> <td>城南</td> <td>高砂 直鮎 出し山町 野原町 光順田 田町 城下 横町 上町 栄町 下町 砂町 緑町 大宮小の学区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省 略</td> </tr> </tbody> </table>	小学校	区域 (町名及び通称)	龍ヶ崎	富士見 根町 田町 城下 横町 上町 栄町 下町 砂町 馴馬町中曽根 愛戸町 出し山町 野原町 光順田 緑町 馴柴町の一部	大宮	大徳町 宮渕町 佐沼町 上大徳新町		省 略	龍ヶ崎西	米町 水門 姫宮町 新町 高砂 直鮎 川原代町 姫宮 馴馬町上米 馴柴町の一部 高須町 大留町 長沖新田町 須藤堀町 長沖町 豊田町 北方町 羽黒町 南が丘		省 略	中学校	区域 (町名及び通称)	愛宕	富士見 根町 愛戸町 馴馬町中曽根 馴柴町 (字一区を除く。) 龍ヶ崎西小の学区 (高砂及び直鮎を除く。)	城南	高砂 直鮎 出し山町 野原町 光順田 田町 城下 横町 上町 栄町 下町 砂町 緑町 大宮小の学区		省 略
小学校	区域 (町名及び通称)																																						
龍ヶ崎	富士見 根町 田町 城下 横町 上町 栄町 下町 砂町 馴馬町中曽根 愛戸町 出し山町 野原町 光順田 緑町 馴柴町の一部																																						
大宮	大徳町 宮渕町 佐沼町 上大徳新町																																						
	省 略																																						
龍ヶ崎西	米町 水門 姫宮町 新町 高砂 直鮎 川原代町 姫宮 馴馬町上米 馴柴町の一部 高須町 大留町 長沖新田町 須藤堀町 長沖町 豊田町 北方町 羽黒町 南が丘																																						
	省 略																																						
中学校	区域 (町名及び通称)																																						
龍ヶ崎	龍ヶ崎小の学区 大宮小の学区 龍ヶ崎西小の学区																																						
	省 略																																						
小学校	区域 (町名及び通称)																																						
龍ヶ崎	富士見 根町 田町 城下 横町 上町 栄町 下町 砂町 馴馬町中曽根 愛戸町 出し山町 野原町 光順田 緑町 馴柴町の一部																																						
大宮	大徳町 宮渕町 佐沼町 上大徳新町																																						
	省 略																																						
龍ヶ崎西	米町 水門 姫宮町 新町 高砂 直鮎 川原代町 姫宮 馴馬町上米 馴柴町の一部 高須町 大留町 長沖新田町 須藤堀町 長沖町 豊田町 北方町 羽黒町 南が丘																																						
	省 略																																						
中学校	区域 (町名及び通称)																																						
愛宕	富士見 根町 愛戸町 馴馬町中曽根 馴柴町 (字一区を除く。) 龍ヶ崎西小の学区 (高砂及び直鮎を除く。)																																						
城南	高砂 直鮎 出し山町 野原町 光順田 田町 城下 横町 上町 栄町 下町 砂町 緑町 大宮小の学区																																						
	省 略																																						

付 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

愛宕中学校と城南中学校の統合に係る経緯及び通学区域の変更について

1 平成30年4月

愛宕中学校及び城南中学校については、普通学級数がそれぞれ計6学級となっており、理想的な学校規模に満たない状況となっていることから、教育環境の向上に向けて、学区が隣接する両中学校の統合について検討を開始した。

2 平成30年9月～11月

両中学校の統合に関して、両中学校区内の小中学校のPTA及び地域コミュニティ協議会及び両中学校の代表者等を中心にヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、統合に向けた課題はあるものの、統合そのものについては賛同を得られた。

3 平成31年3月

ヒアリングの結果などを受け、「愛宕中学校と城南中学校の統合に向けた基本方針」を策定した。【平成31年3月の教育委員会定例会において議決】

同基本方針において、令和4年4月に両中学校を統合し、施設は既存の愛宕中学校の施設を使用することを市の方針として決定した。

4 令和元年11月～現在

「愛宕中学校と城南中学校の統合に向けた基本方針」に基づき、両中学校の統合に向けた準備を円滑に進めるため、「愛宕中学校・城南中学校統合準備会」を設置した。

同統合準備会は、両中学区内の小中学校のPTA、地域コミュニティ協議会及び小中学校の代表者並びに教育委員会の職員で構成し、令和2年7月末までに合計3回の会議を開催した。【P2～4参照】

その後は、コロナ禍のため、大人数となる全体での会議の開催は見合わせ、制服・体操服等検討部会、学校間協議会、PTA部会などの部会に分かれて協議を行っている。【P5～9参照】

5 今後の予定

今後も引き続き「愛宕中学校・城南中学校統合準備会」の部会における協議を行いながら、必要に応じて全体の会議にて報告を行うとともに、令和4年4月の両中学校の統合に向けた具体的な準備を進める。

また、本件について、学区審議会の答申を受け、令和3年9月の市議会定例会において、「龍ヶ崎市立学校設置条例」の改正に係る議案を提出し、両中学校の統合を正式に決定する。

議会の議決後、令和3年9月又は10月の教育委員会定例会において、「龍ヶ崎市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則」の改正に係る議案を提出し、中学校の通学区域の変更を正式に決定する。

龍ヶ崎市立愛宕中学校・城南中学校 統合準備会だより

愛宕中学校・城南中学校統合準備会を立ち上げました

龍ヶ崎市教育委員会では、令和4年4月に愛宕中学校と城南中学校を統合することを市の方針として決定しました。この基本方針に基づき、両校の統合に向けた準備を進めるため、「愛宕中学校・城南中学校統合準備会」を立ち上げました。

統合準備会とは？

統合準備会は

- 小中学校のPTAの代表者
- 地域コミュニティ協議会の代表者
- 小中学校の教職員
- 教育委員会の職員

で構成されています。愛宕中学校と城南中学校を統合するまでには、様々な事項を検討・協議しなければなりません。統合準備会は子ども達により良い教育環境整備と統合を円滑に推進するための協議を行う場です。

協議の内容は？

統合準備会は、次の事項を協議します。

- 校名、校章、校歌に関する事
- 制服、体操服に関する事
- 学校運営、学校行事等に関する事
- 部活動、クラブ活動に関する事
- 生徒会活動に関する事
- PTA組織、運営に関する事
- 交流事業、記念事業等に関する事
- その他、統合に関して必要な事項

第1回愛宕中学校・城南中学校統合準備会を開催しました



▲第1回統合準備会の様子

第1回統合準備会は11月30日（土）に開催されました。第1回は、統合準備会の構成・組織・運営について、協議の内容・スケジュールについて確認後、今後の協議の内容や進め方について質疑応答を行いました。

〈主な質疑内容〉

統合準備会の位置付けについて、校名・校章・校歌について、統合準備会の開催スケジュールについて

統合準備会は、今後も定期的を開催していきます。協議された内容は「統合準備会だより」を通じて、保護者の皆さんや関係者の皆さんにお知らせしていきます。

【問い合わせ先】

龍ヶ崎教育委員会教育総務課

TEL 0297-64-1111（内線289・290）

愛宕中学校・城南中学校 統合準備会だより

第2回愛宕中学校・城南中学校統合準備会を1月31日（金）に開催し、校名と校章について協議を行いました。

統合する中学校の校名について意見がまとまりました

龍ヶ崎中学校

校名は「龍ヶ崎中学校」とすることで意見がまとまりました。今後、教育委員会や市議会での審議など、決定するための手続きを進めていきます。

校章について

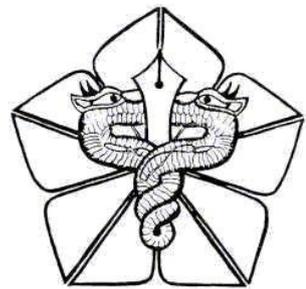
新しい校章について出席者から様々な意見をいただきました。その結果、

- 新しい校章のデザインは、愛宕中学校と城南中学校の校章のデザイン（ペン先や双竜のデザイン）を基本とする
- 背景は龍ヶ崎市の花である桔梗又は菊花を用いるデザインを基本とする

以上のように意見がまとまりました。このことを踏まえ、教育委員会でいくつかの案を作成後、改めて統合準備会で協議を行う予定です。



▲愛宕中学校の校章



▲城南中学校の校章

中学校でも統合の準備を進めています

令和2年度に入学する新1年生が、3年生になった時に愛宕中学校と城南中学校が統合します。両中学校では、スムーズに統合できるよう右図のことを始め、多岐に渡って準備をしていると報告がありました。



▲教育計画の調整



▲部活動の調整

【問い合わせ先】

龍ヶ崎市教育委員会事務局教育総務課

TEL 0297-64-1111（内線 289・290）

愛宕中学校・城南中学校 統合準備会だより

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、開催を延期しておりました第3回愛宕中学校・城南中学校統合準備会を7月30日（木）に開催しました。今後の協議予定や決定した内容について、お知らせします。

今後の協議予定

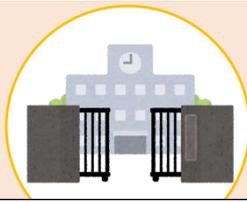
前回の統合準備会から構成員の変更もあり、改めて今後の協議内容やスケジュールについて確認しました。今後は、主に学校間やPTA間等で部会を設けて協議し、協議結果については全体会で報告していきます。

校章については、制服と同時に検討していきます。

部会で主に協議する事項



▲制服・体操服等



▲学校運営等



▲PTAの運営等

校歌は統合後に作成を検討することになりました



校歌については、協議の結果、現時点では、**新しい学校のイメージが湧きにくい**ため、**愛宕中学校と城南中学校が統合した後、作成を検討することになりました。**

（仮称）龍ヶ崎中学校への通学について



前回の統合準備会で、出席者からスクールバスを導入してほしいとの要望がありました。

文部科学省は、通学距離に関する基準を定めており、中学校はおおむね6km以内となっています。現在の愛宕中学校の学区においては、通学距離がおおむね6kmの範囲内であることから、スクールバスを運行しておらず、今回の統合によって学区が広がっても新たに通学距離が6kmを超える地区は発生しません。

以上のことから、スクールバスを運行させることは難しいものと考えられるため、**一定の距離以上の生徒については、自転車通学とすることについて、第3回統合準備会で御理解をいただきました。**なお、通学の安全対策については、十分配慮していきます。

【問い合わせ先】

龍ヶ崎市教育委員会事務局教育総務課

TEL 0297-64-1111（内線289・290）

制服・体操服等検討部会の協議経過について

愛宕中学校と城南中学校が統合する令和4年4月の新入生から着用する新しい制服・体操服を選定するため、制服・体操服等検討部会を以下のとおり開催し、検討を行っている。

1 第1回制服・体操服等検討部会（令和2年10月21日開催）

(1) 選定の流れ・スケジュールの確認

制服・体操服の選定までの流れ及び大まかなスケジュールについて、事務局から説明し、検討部会のメンバーに確認していただいた。

(2) 基本コンセプトの検討依頼

制服・体操服メーカーによるプレゼンテーションを実施するため、各PTAの皆様に基本コンセプト（基本スタイル、機能性、価格帯等）の検討を依頼した。

(3) 制服・体操服に関する勉強会の実施

制服・体操服メーカーの方を講師に招き、最近の制服・体操服の傾向や製作までの流れなどについて、勉強会を行った。

2 第2回制服・体操服等検討部会（令和2年12月16日開催）

(1) 基本コンセプトについての協議

各PTAにおいて検討していただいた基本コンセプトを基に協議を行い、検討部会としての基本コンセプトを取りまとめた。この基本コンセプトについては、後日、プレゼンテーションに参加するメーカーに伝達した。

(2) プレゼンテーションの実施方法等についての協議

メーカーによるプレゼンテーションの実施方法、タイムスケジュール、採点方法について協議した。

(3) 市内小中学校の制服・体操服の展示

市内小中学校の制服・体操服を会場に展示し、検討部会の皆様に確認していただくとともに、オブザーバーとして参加していただいた市内の洋品店の方に解説していただいた。

3 第3回制服・体操服等検討部会（令和3年2月26日開催）

メーカー5社によるプレゼンテーションを実施し、検討部会メンバーによる採点を行った。各メンバーの採点を集計した結果、制服はオゴー産業（株）、体操服は東京菅公学生服（株）がそれぞれ第1位となった。

4 第4回制服・体操服等検討部会（令和3年4月26日開催）

プレゼンテーションの結果、最も評価が高かった見本品をベースとして、メーカーの方と今後の製作に向けた打合せを行った。

検討部会メンバーからの要望に基づき、改めて見本品を作成し、次回の会議で協議することとした。

5 第5回制服・体操服等検討部会（令和3年6月21日開催）

前回の会議での検討部会メンバーからの要望に基づき、改めて作成された見本品について協議を行った。

協議の結果、制服については見本品のとおり決定した。体操服については、複数の見本品の中から一つを選定し、決定した。

今後、決定した制服・体操服について保護者等に周知することとし、制服・体操服等検討部会の協議については終了することとした。

学校間協議会の協議経過について

令和4年4月の統合に向けた準備を計画的に進めるため、愛宕中学校と城南中学校において、学校間協議会を開催している。

以下の3回の学校間協議会については、教育委員会の職員も参加して協議を行った。

1 第5回愛宕中学校・城南中学校統合準備学校間協議会（令和2年9月17日開催）

(1) 各作業部会による協議

令和3年度から両中学校で統一して実施すべきことについて、以下の作業部会に分かれて協議を行った。

ア 教務部会

日課表（登校、下校時刻等）、定期テスト等

イ 特別活動部会

生徒会活動（本部役員、専門委員会）、学校行事（体育祭、文化祭を除く。）等

ウ 生徒指導部会

学校生活の決まり、交通安全ルール、清掃指導、情報モラル教育等

エ 保健安全部会

避難訓練、安全教室、薬物乱用防止教室、保健室利用、学校保健委員会等

(2) 両中学校と教育委員会による協議

統合に向けた準備を進める上で両中学校と教育委員会において調整が必要な事項について、次のとおり協議を行った。

ア 記念誌等の発行について

両中学校が令和3年度をもって閉校することに伴い、記念誌及び記念DVDの発行を検討することとした。発行部数やページ数を検討し、必要な予算を計上する方向で調整を進めることとした。

イ 閉校式及び記念式典の開催について

両中学校において、閉校式及び記念式典を開催することとし、日程等について協議した。過去の事例を参考にするとともに、PTA役員とも相談しながら、早めに日程を決めることとした。

ウ 教育委員会から両中学校への依頼事項

(ア) PTAの組織・運営に関する検討については、両中学校間で調整の上、両中学校のPTA間で協議を進めるよう両中学校に依頼した。

(イ) 統合に伴い、移動が必要な物品のリストを作成するよう両中学校に依頼した。

(ウ) 校名の変更（(仮称)龍ヶ崎中学校）に伴い、愛宕中学校の施設内で校名等（校章を含む。）の表示の改修が必用なもののリストを作成するよう愛宕中学校に依頼した。

2 第6回愛宕中学校・城南中学校統合準備学校間協議会（令和2年11月27日開催）

(1) 各作業部会による協議

第5回学校間協議会に引き続き、各作業部会において、令和3年度から両中学校において統一して実施すべきことについて協議を行った。

(2) 両中学校と教育委員会による協議

第5回学校間協議会に引き続き、両中学校と教育委員会において、次のとおり協議を行った。

ア 閉校記念事業について、PTAで実行委員会を組織し、以下のとおり検討を始めた旨、愛宕中学校から報告があった。なお、城南中学校においても同様に検討を始めるとの報告があった。

(ア) 閉校式について

- a 日程は、令和4年3月24日（修了式の日）を想定（変更の可能性あり）
- b 式典は、2部制を想定。第一部は来賓等を招いての式典、第二部は生徒中心の会を想定
- c 両中学校が同日に開催することが想定されるので、午前と午後の開催で分けるなど、開催時間について調整が必要

(イ) 記念事業について

- a 内容は、講演会の開催を想定
- b 日程は、文化祭との同時開催を想定

(ウ) 記念誌の発行について

- a 発行部数は600部程度を想定（配布先の検討が必要）
- b 記念誌ダイジェスト版（リーフレット）作成し、中学校区に全戸配布することも検討

イ 物品等の移動及び施設整備について、次のとおり協議を行った。

- (ア) 何をどの時期に運ぶか早めに計画を立てること。
- (イ) 物品の移動作業については、引っ越し業者に委託することとするが、年度末に実施するには早めの依頼が必要
- (ウ) 統合によりクラス数が増えることに伴い、空調機設置工事、床張替工事等の予算を令和3年度予算に計上する。
- (エ) 統合後の中学校に「(仮称)愛宕中学校・城南中学校統合記念室」を設置することを検討する。
- (オ) 愛宕中学校の敷地内に設置されている石碑（校歌、校章の由来等）の取扱いについて、検討が必要

3 第12回愛宕中学校・城南中学校統合準備学校間協議会（令和3年5月25日開催）

(1) 進捗状況の報告

学校間協議会に設けた次の各部会から協議の進捗状況について報告があった。

- ア 図書館司書部会
- イ 事務部会
- ウ P T A部会
- エ 教科部会

(2) 懸案事項について協議

両中学校及び教育委員会において、統合を進める上での懸案事項について、次のとおり協議を行った。

ア 部活動について

- (ア) 令和4年度については、現在、両中学校にある部活動を存続させる方向で準備を進める。
- (イ) 統合に伴い、部活動のユニホームを新調する必要があるため、市、学校、保護者の費用負担について、検討・協議する。

イ 統合記念室について

- (ア) 現在の愛宕中学校の校舎内に統合記念室を設置することとする。
- (イ) 統合記念室のレイアウトや展示物について検討し、今年度中の整備を目指す。
- (ウ) 展示のためのケースなど、調達が必要な備品の予算化を検討する。

ウ 閉校式について

閉校式については、令和4年3月12日（土）又は13日（日）に開催する方向で調整する。

エ その他

令和4年4月の開校式の準備も並行して進めるものとする。

P T A 部会の協議経過について

令和4年4月に統合する中学校の新たなP T Aの組織運営について、愛宕中学校と城南中学校のP T Aにおいて協議を行っている。

【協議参加者：両中学校のP T A会長，副会長等，教頭先生】

1 第1回統合準備学校間協議会P T A部会 (令和3年1月29日開催。会場：城南中学校)

【協議事項】

- (1) 作業工程の確認
- (2) P T A組織の検討

2 第2回統合準備学校間協議会P T A部会 (令和3年2月19日開催。会場：愛宕中学校)

【協議事項】

- (1) P T A規約・慶弔規程の検討
- (2) P T A会費の検討

3 第3回統合準備学校間協議会P T A部会 (令和3年3月5日開催。会場：城南中学校)

【協議事項】

- (1) P T A規約の検討
- (2) 事業計画の検討

4 第4回統合準備学校間協議会P T A部会 (令和3年4月23日開催。会場：愛宕中学校)

【協議事項】

- (1) P T A予算案の検討

5 第5回統合準備学校間協議会P T A部会 (令和3年5月28日開催。会場：城南中学校)

【協議事項】

- (1) 役員選出のスケジュールについて